

鈴鹿市産業用地開発支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市の区域内における企業の立地及び追加投資を促進することにより、産業の集積及び雇用の機会の確保を図り、もって本市の経済の活性化に資することを目的とし、鈴鹿市補助金等交付要綱に定める鈴鹿市産業用地開発支援事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業用地 企業の立地が即時に行えるまでに整備された用地であって、産業の集積、雇用の機会の確保等、本市の経済の活性化に資するための工業団地をいう。
- (2) 開発事業 都市計画法（昭和43年6月15日号外法律第100号）第4条第12項に定める開発行為により、産業用地を開発する事業をいう。
- (3) 民間開発事業者 開発事業を行う民間事業者をいう。
- (4) インフラ 開発事業において、都市計画法第32条第2項の規定に基づく、または同項の規定に準じた協議により産業用地及びその周辺に整備される別表に定める公共施設をいう。
- (5) 支援 産業用地開発支援事業補助金の交付をいう。

(支援対象事業)

第3条 支援の対象となる事業（以下「支援対象事業」という。）は、開発事業であって、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

- (1) 開発する産業用地の面積が5ヘクタール以上であること。
(市街化区域については、1ヘクタール以上、市街化調整区域における地区

計画制度の運用基準（非住居系）第7条の（3）に定める地区内については、3ヘクタール以上。）

（2）鈴鹿市企業誘致推進戦略における企業誘致推進エリア、鈴鹿市都市マスタープランにおける新土地需要エリア、スマート IC 利活用エリア、市街地形成検討地区（工業系）内及び市街化区域内における開発事業であること。

（3）複数の区画を有していること

（4）工事の着工から3年以内に周辺インフラの管理引継ぎ・帰属、寄附を含めて事業が完了すること。

（5）産業用地開発支援事業の指定に係る申請時点において、開発事業に必要な許認可（開発許可、農地転用許可、農用地区域の除外など）を受けていること。

（6）交付を受けた鈴鹿市産業用地開発支援事業補助金相当額を土地分譲価格に上乘せしないこと。

（7）開発事業の実施に当たり関係法令を遵守するとともに、鈴鹿市開発事業指導要綱（平成14年3月18日訓令第3号）に定める事項及び同要綱に基づく協議において定める事項について、誠意をもって適切に対応すること。

（8）その他市長が必要と認める要件を満たすこと。

（支援対象事業者）

第4条 支援の対象となる者（以下「支援対象事業者」という。）は、支援対象事業を行う民間開発事業者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

（1）国税及び地方税を滞納していないこと。

（2）開発事業に必要な許認可その他の届出等の手続を完了していること。

（3）当該民間開発事業者又はその役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（4）公序良俗に反する事業その他支援の対象として社会通念上不適切であると認められる事業を営む者でないこと。

（5）その他市長が必要と認める要件を満たす者であること。

(産業用地開発支援事業の指定等)

第5条 支援を受けようとする支援対象事業者は、支援対象事業に係る工事の着工前に当該支援対象事業について産業用地開発支援事業の指定を受けなければならない。

2 前項の指定を受けようとする者は、鈴鹿市産業用地開発支援事業指定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 事業者概要書 本社、主要な事業所及び事業内容が記載されたものをいう。

(2) 商業・法人登記簿(履歴事項全部証明書) 申請日以前3月以内に発行されたものに限る。

(3) 役員等名簿 非常勤を含む役員、監査役及び支配人並びに営業所の代表者を記載したもの

(4) 産業用地の造成等の実績がわかる書類 過去10年間における産業用地の造成及び企業誘致(分譲)等の実績(実施箇所、実施規模、分譲状況及び事業の特徴が分かるものをいう。)

(5) 事業計画書 支援対象事業の実施方針、場所、工程、事業費内訳及び当該支援対象事業について開発許可を受けていることが分かるもの(開発許可書の写し)をいう。

(6) インフラ整備計画書 インフラの整備場所、工程、工事費内訳及び工事数量が分かるものであって、インフラの図面が添付されたものをいう。

(7) 土地利用計画図 支援対象事業により整備される産業用地、道路、緑地、排水施設等を明記したものをいう。

(8) 支援対象事業に関する用地の公図、現況写真及び土地の登記事項全部証明書

(9) 国税及び地方税の納税証明書その他納付状況が分かる書類(申請日以前3月以内に発行されたものに限る。)

(10) 事業収支計画書 支援対象事業の収入及び支出に係る資金計画を明らかにした書類をいう。

(11) 直近3期分の決算書の写し

(12) 誓約書

(13) その他市長が必要と認める書類

- 3 前項の申請において、2以上の事業者（以下「共同事業体」という。）が一体として支援対象事業を行う場合は、当該共同事業体を一の事業者とみなすことができる。この場合において、当該申請は、当該共同事業体を代表する事業者が行うものとし、前項各号に掲げる書類に加え、共同事業体構成概要書（共同事業体を構成する団体とその概要を明記したもの）を添えて申請するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、産業用地開発支援事業に指定し、鈴鹿市産業用地開発支援事業指定通知書（様式第2号）により、また、認めないときは鈴鹿市産業用地開発支援事業不指定通知書（様式第2号の2）により、申請者に対し通知するものとする。この場合において、市長は必要な条件を付することができる。
- 5 市長は、産業用地開発支援事業の指定に関する審査を行う場合には、あらかじめ鈴鹿市意見聴取等のための会議に関する規程第2条の規定により設置する鈴鹿市産業用地開発支援事業検討会議（以下「検討会議」という。）の意見を聴くものとする。

（協定の締結）

第6条 前条第4項の規定による指定を受けた支援対象事業（以下「指定支援事業」という。）を実施する支援対象事業者（以下「指定事業者」という。）は、同項の規定による通知を受けたときは、速やかに本市と次に掲げる事項について協議を行い、その内容につき協定を締結するものとする。

- (1) 産業用地開発支援事業の工程に関する事項
- (2) この要領及び募集要項に定める事項の遵守に関する事項
- (3) 支援対象事業における災害の防止、環境の保全等に関する事項
- (4) 支援対象事業に係る工事における市内企業の活用に関する事項
- (5) 誘致企業に関する事項
- (6) 産業用地の管理及び分譲に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

2 前項の協定は、第 11 条の規定により指定支援事業の指定が取り消された場合においては、その効力を失う。

(工事の着工)

第 7 条 指定事業者は、前条の協定書の締結後、速やかに支援対象事業に係る工事に着工するものとする。

2 指定事業者は、指定支援事業に係る工事に着工したときは、速やかに鈴鹿市産業用地開発支援事業工事着工報告書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

(指定支援事業の変更)

第 8 条 指定事業者は、指定支援事業の内容を変更しようとするときは、鈴鹿市産業用地開発支援事業変更承認申請書（様式第 4 号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、変更の内容が、各種許認可や工事に関わらない軽微な変更である場合においては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、鈴鹿市産業用地開発支援事業変更承認通知書（様式第 5 号）により、また、認めないときは鈴鹿市産業用地開発支援事業変更不承認通知書（様式第 5 号の 2）により、指定事業者に対しその旨を通知するものとする。

3 市長は、指定支援事業の内容の変更に関する審査を行う場合には、あらかじめ検討会議の意見を聴くものとする。

(指定事業者の報告等)

第 9 条 指定事業者は、指定支援事業が完了するまでの間、市長から調査又は報告を求められたときは、速やかに応じるものとする。

2 市長は、前項の規定による調査又は報告を求めたときは、必要に応じて指定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善等を求めるものとする。

(指定支援事業に係る開発事業の完了の報告)

第10条 指定事業者は、指定支援事業に係る開発事業が完了したときは、工事の完了公告の日から起算して14日以内に鈴鹿市産業用地開発支援事業工事完了報告書(様式第6号。以下「工事完了報告書」という。)に、施設区分ごとの整備事業費の内訳書及び工事数量の分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(指定支援事業の指定の取消し)

第11条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、産業用地開発支援事業の指定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により指定を受けたとき。
- (2) 産業用地開発支援事業の指定に係る開発事業と異なる事業を行ったとき。
- (3) 第4条各号の要件に該当しなくなったとき。
- (4) 第9条の規程により求められた措置をとらないとき。
- (5) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により指定支援事業の指定を取り消したときは、指定事業者に対し、鈴鹿市産業用地開発支援事業指定取消通知書(様式第7号)により、通知するものとする。

(産業用地開発支援事業補助金)

第12条 市長は、指定支援事業に係る開発行為を完了し、第10条に定める報告書の提出及びインフラの本市への管理引継ぎ及び帰属又は寄付の手続を工事着工から3年以内に完了した指定事業者(以下「完了事業者」という。)に対し、別表に掲げるインフラの整備に係る費用に対する鈴鹿市産業用地開発支援事業補助金(以下「産業用地開発支援事業補助金」という。)を予算の範囲内で交付することができる。

2 産業用地開発支援事業補助金は、完了事業者が当該インフラの整備に要した費用の額と本市が自ら施工した際に想定されるインフラの整備費用相当額のいずれか低い額の2分の1とし、第10条に定める報告書の提出日が属する年度の翌

年度（第10条に定める報告書の提出日が9月1日から3月31日までの間の場合は翌々年度）から5年間に分割して交付する。また、完了事業者から市長に対し請求書を提出の上、毎年3月に支払うものとする。

3 鈴鹿市産業用地開発支援事業補助金の交付額は、産業用地の面積1ヘクタール当たり2,000万円、一の産業用地当たり4億円を交付上限額とする。

4 完了事業者は、産業用地開発支援事業補助金の交付を受けようとするときは、インフラの本市への管理引継ぎ及び帰属等の手続の完了以後、鈴鹿市産業用地開発支援事業補助金交付申請書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）施設区分ごとの整備事業費の内訳書及び工事数量の分かる書類

（2）施設区分ごとの整備位置図、平面図、求積図等

（3）工事現況写真

（4）完成写真

（5）インフラに係る管理引継ぎ及び帰属の手続が完了したことが分かる書類

（6）インフラに係る所有権移転登記が完了したことが分かる書類

（7）国税及び地方税の納税証明書その他納付状況が分かる書類（申請日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

（8）その他市長が必要と認める書類

5 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、産業用地開発支援事業補助金の交付を決定し、完了事業者に対し、鈴鹿市産業用地開発支援事業補助金交付決定通知書（様式第9号）により、通知するものとする。また、この場合において、市長は必要な条件を付することができる。

6 産業用地開発支援事業補助金の交付決定を受けた完了事業者が、産業用地開発支援事業補助金の交付を請求しようとするときは、鈴鹿市産業用地開発支援事業補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

7 市長は、産業用地開発支援事業補助金の交付の決定に関する審査を行う場合には、あらかじめ検討会議の意見を聴くものとする。

(産業用地の用途変更の制限)

第13条 この要領による産業用地開発支援事業補助金の交付を受けた完了事業者は、第10条に定める工事完了報告書の提出日から10年を経過するまでの間、当該指定支援事業に係る産業用地について、その用途を変更することはできないものとする。

ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 完了事業者が、この要領による指定支援事業によって開発した産業用地(以下、「指定産業用地」という。)を指定事業者等の第三者に譲渡するときは、前項に定める期間内において当該指定支援事業に係る産業用地の用途を変更することのないよう、完了事業者と譲渡を受ける第三者との間で協議することとする。

(補助金の取消し等)

第14条 市長は、産業用地開発支援事業補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、完了事業者に対し、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(1) 産業用地開発支援事業の指定を取り消したとき。

(2) 産業用地開発支援事業補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 産業用地開発支援事業工事完了報告書の提出日から起算して、10年以内に用途を変更したとき。

(4) 法令、規則、又はこの要領及び市長の指示に違反したとき。

(5) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還に係る加算金及び延滞金)

第15条 前条の規定により産業用地開発支援事業補助金の返還を求められた完了事業者は、その求めに係る産業用地開発支援事業補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該産業用地開発支援事業補助金の額(その一部を納付し

た場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、事業者の納付した金額が返還を求められた産業用地開発支援事業補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を求められた産業用地開発支援事業補助金の額に充てられたものとする。

3 補助対象事業者は、産業用地開発支援事業補助金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

4 市長は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（補則）

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年7月11日から施行する。

別表（第2条関係）

種 別	内 容
道路施設	都市計画法第4条第14項に定める公共施設のうち、左記の種別に該当する施設
下水道施設	
河川・運河・水路	
水道施設	産業用地及びその周辺に設置する水道法（昭和32年法律第177号）第5条第1項第5号の要件を満たす送水施設
消防水利	産業用地及びその周辺に設置する消防法（昭和23年法律第186号）第20条に基づく消防水利